

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

債権者の不渡り対策

Q: 当社は、製造業の会社です。手形での取引をしていますが、この不況で手形の不渡りになるのではと心配しています。手形が不渡りになった場合の対策を教えてください。

A: 取立てに出した手形が不渡りになったら、不渡りの理由によってその後の対応が違いますから、直ちにどうして不渡りになったのかを調べる必要があります。

★ 不渡りの理由が「形式不備」のときは、支払呈示期間内に不備の部分を補い再度支払いの呈示をします。

★ 「資金不足」や「取引なし」のときは、振出人の財産に対する仮差押えなど債権の保全に努力する必要があります。

★ 「契約不履行」のときは、振出人に詳しい説明を求め、同時に支払銀行が異議の申立てをしているかを調べます。この場合は大体が裁判で決着をつけます。

① 異議申立預託金の仮押え

偽造と変造の事由を除いて支払拒絶するとき、振出人は不渡り処分を避けるため、手形金と同額の現金を支払銀行に預託金として預けます。手形所持人は預託金返還請求権を仮差押えしておきます。

② 手形訴訟を起こす

手形訴訟は、証拠は証書だけで証人調べができません。したがって、所持人が勝っても、振出人がすぐに異議を申立て、通常訴訟に移るといったケースが普通です。

③ 勝訴判決をもらう

判決を債務名義として支払を受けます。

